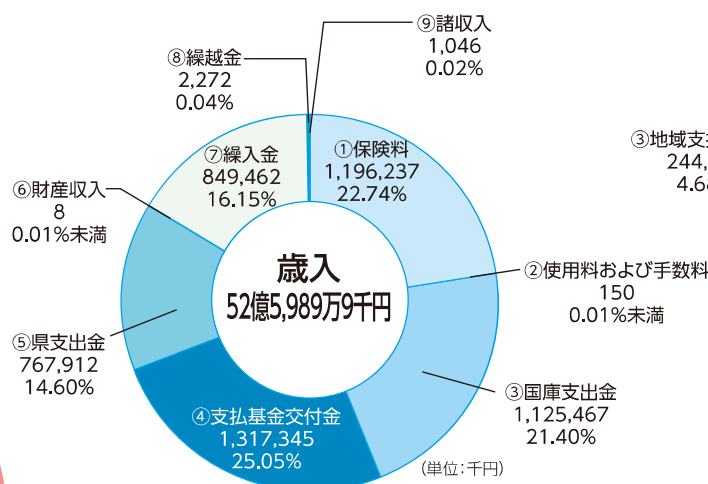


令和2年度 介護保険事業特別会計(保険事業勘定)決算

令和2年度決算では、歳入約52億5,990万円、歳出約52億3,091万円で、収支の差し引きでは約2,899万円の黒字となりました。

歳入の概要

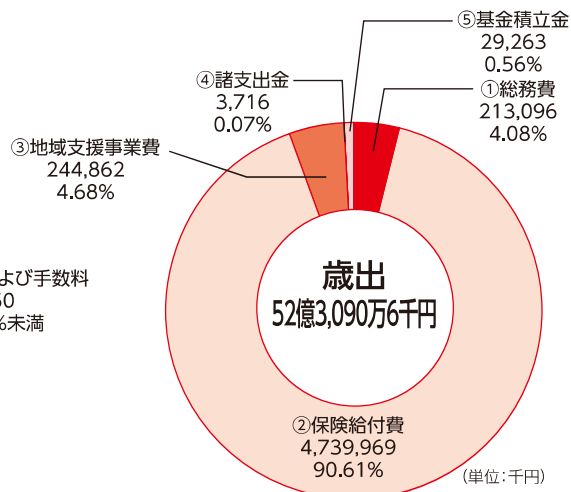
歳入の主なものには、第1号被保険者が納める保険料(歳入の約23%)、国庫支出金(歳入の約21%)、第2号被保険者保険料相当の交付金である支払基金交付金(歳入の約25%)、と県支出金(歳入の約15%)、介護保険給付や地域支援事業に必要な市の負担分や人件費に必要な一般会計からの繰入金(歳入の約16%)があります。



①保険料	第1号被保険者の保険料
②使用料および手数料	指定事務にかかる手数料など
③国庫支出金	介護(予防)給付・地域支援事業に必要な国の負担金など
④支払基金交付金	第2号被保険者の介護保険料に相当する交付金
⑤県支出金	介護(予防)給付・地域支援事業に必要な県の負担金など
⑥財産収入	積立金の利子
⑦繰入金	介護(予防)給付・地域支援事業および人件費等に必要な市の負担金
⑧繰越金	前年度から繰越した剰余金
⑨諸収入	延滞金やその他雑入

歳出の概要

歳出では、介護サービス費などの支払にあたる保険給付費(歳出の約91%)や介護予防事業、地域包括支援センターの運営費を含む地域支援事業費(歳出の約5%)があります。



①総務費	人件費や事務費など、介護保険事業運営にかかる経費
②保険給付費	介護(予防)給付に必要な経費
③地域支援事業費	地域支援事業に必要な経費
④諸支出金	保険料の還付金など
⑤基金積立金	財源の不均衡を調整するための積立

介護保険給付費の適正化に向けて

保険給付費の適正な執行は、適切に必要なサービスを確保することにつながります。今後の持続可能な制度運営のため、市ではケアプラン点検や介護給付費通知など給付適正化へ取り組んでいます。

介護給付費のお知らせ

市では年2回、サービスの内容や利用者負担額などを記載した「介護給付費のお知らせ」(はがき)を送付しています。サービス利用がある人は、記載内容が利用した介護サービスであるか確認してください。

第三者行為(交通事故など)で介護サービスを受けるときは

第1号被保険者が交通事故などの第三者行為により状態が悪化し、介護保険サービスを受けた場合、保険給付にかかった費用は加害者が負担すべきものとなります。市が一時的に立て替えた後に加害者に請求することになりますので、第三者行為に該当する場合は市へ届け出てください。

介護保険についてお知らせします

本制度は、高齢化や核家族化が進むなかで、介護を社会全体で支える目的のもと2000年に創設されました。介護や支援が必要な状態になったとき、安心してサービスを受けるための社会保険制度の一つです。

介護保険は、市の一般会計とは別に独立した「介護保険事業特別会計」を設けて運営し、被保険者の皆さんが負担する介護保険料を保険給付費の支払いや介護予防事業に充てるなど、「相互扶助」で成り立っています。

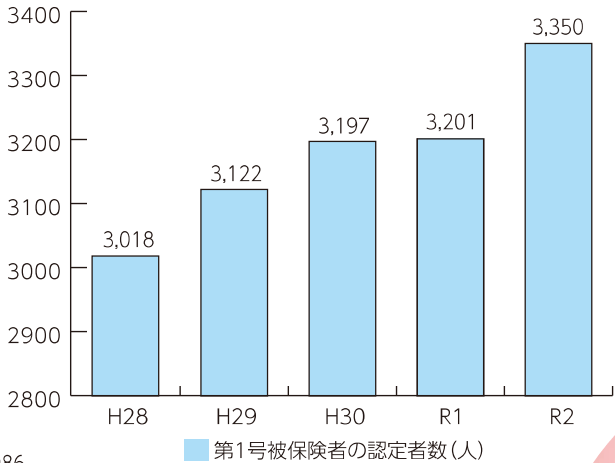
本市の介護保険事業の状況と健全に運営されているかを把握してもらうため、被保険者数や要介護認定の状況、給付費の推移、そして決算状況をお知らせします。

被保険者数、認定者数 ともに増加

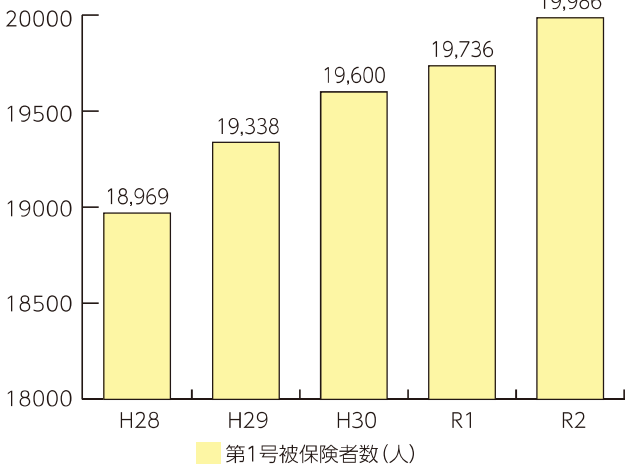
介護保険の被保険者は65歳以上の人(第1号被保険者)と40歳～64歳の医療保険に加入している人(第2号被保険者)です。

下のグラフは、本市の第1号被保険者数の推移です。年々増加傾向にあります。令和2年度末は19,986人となり、5年間で1,017人、約5.4%増加しました。

第1号被保険者の認定者数



第1号被保険者数の推移



上のグラフは、認定者数の推移です。本市の第1号被保険者のうち要介護(要支援)認定を受けた人は、令和2年度末で3,350人、認定率16.8%となり、約6人に1人が要介護(要支援)認定を受けています。

なお、第2号被保険者は、特定疾病により要介護(要支援)認定を受けることができ、認定者の約2%となっています。

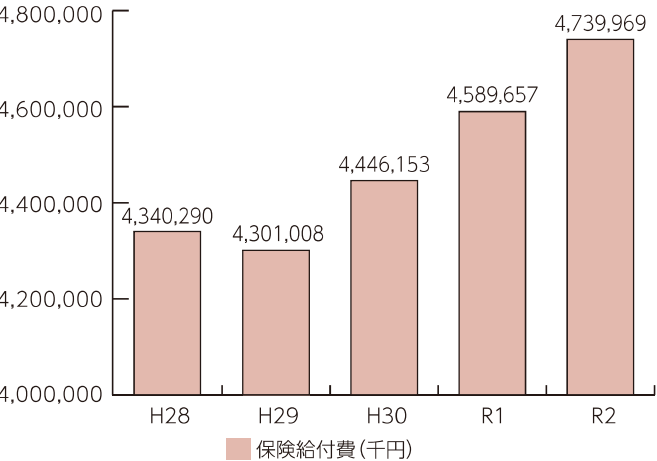
介護保
と支え

問い合わせ
介護保険課 介護保
(☎内線372)

介護保険給付費の推移

下のグラフは、本市の介護保険給付費の推移です。介護保険サービスを利用する場合、所得に応じて1割～3割を利用者が負担しますが、残りの9割～7割は保険給付でまかなわれ、ここに保険料や公費が充てられています。保険給付費は全国的な介護報酬の引き上げや認定者数の増加により上昇し、平成28年度は約43億4千万円でしたが令和2年度では約47億4千万円と、5年間で約4億円(約9.2%)増加しています。

介護保険給付費の推移



介護保険給付費の種類

介護保険給付費	介護給付費	要介護の人に提供されたサービスに係る費用
	予防給付費	要支援の人に提供されたサービスに係る費用
	特定入所者介護サービス費など	低所得者が施設やショートステイを利用した際の食費・居住費の補足給付
	高額介護サービス費など	利用者の介護サービス負担が一定の上限を超えた場合に払い戻される費用
	高額医療合算介護サービス費など	利用者の介護保険と医療保険の負担が一定の上限を超えた場合に払い戻される費用
	審査支払手数料	国民健康保険団体連合会に支払う審査支払手数料